3–(1)	農業生産法人の構成員要件等の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の 根拠法令	農地法第2条第3項、農地法施行令第1条
要望の 具体的内容	「規制・制度改革に係る対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)に盛り込まれた「現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。〈平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論〉」との方針について、早期に検討を開始し、平成23年度中に結論を得て措置すべきである。
規制の現状と 要望理由	平成21年12月に施行された改正農地法は、農業生産法人の構成員要件について、関連事業者の出資比率を原則議決権の4分の1以下に制限するとともに、関連事業者の中に「その法人の農業経営の改善に特に寄与するものとして政令で定める者があるときは」、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の2分の1未満まで認めるとしている。農業生産法人と幅広い他の事業者との戦略的な連携や資本の充実を可能とし、一層の農業生産法人経営の高度化・多角化と競争力強化を図るとともに、新たな参入・出資を促進し、より多くの多様な担い手を確保する観点から、農業生産法人の構成員要件等を見直すべきである。 なお、農業生産法人は新規就農者の受け皿としても期待されている。
制度の所管官庁 及び担当課	農林水産省経営局構造改善課

3–(2)	農地におけるガス事業の公益特権の整備および明確化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	(1)農地法(農地法第5条、農地法施行規則第53条) (2)農業振興地域の整備に関する法律(農振法)(第15条の2第1項第6 号、施行規則第37条第1項第28号)
要望の 具体的内容	(1)農地法に定める農地転用許可制度において、電気事業者や認定電気通信事業者と同様にガス事業者にも公益事業特権を認め、ガス事業法上のガス工作物を設置するために農地の権利を取得する場合には転用許可を不要とすべきである。 (2)農振法上、農用地区域内において開発行為を行う場合には予め都道府県知事の許可が必要とされているが、ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為として開発行為を行う際には当該許可が不要とされていることを各都道府県向けに周知していただきたい。
規制の現状と 要望理由	(1)農地法では、農地転用の許可が不要な場合としていくつかの事項が限定列挙されている。そのうち、電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するために農地の権利を取得する場合など品益性の高い事業については転用許可が不要となっている。しかしながら、土地収用法や道路法など他の法律では電気事業者や認定電気通信事業者と同様に公益事業特権が認められているガス事業が許可不要の対象とされていないため、ガス事業を展開する上で負担となっている。 (2)農振法では、「ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為」のような公益性の高い事業に係わる開発行為については、許可が必要ない(法第15条の2)とされているものの、都道府県によって、届出、除外許可申請が必要とされる場合もある。除外許可申請が必要となると、その手続きにおおよそ1年以上かかってしまい、都市ガスの普及活動に支障をきたしてしまう。
制度の所管官庁 及び担当課	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課

3-(3)	輸入食品の検査命令における優良製造者・加工者への特例
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	食品衛生法第26条第3項、「輸入食品監視指導計画」、「食品衛生法第 26条第3項に基づく検査命令の実施について」 食品衛生法第27条
要望の 具体的内容	検査命令の対象となる輸出国、食品等に該当する場合でも、特定の 食品等を繰り返し輸入する場合で、かつ、輸出国において製造者・加 工者がHACCP認証の取得等特に優れた管理・検査体制を構築してい ると認められ、当該食品等が検査命令の対象となった後に初めて輸入 する時に検査を行い問題がなかった場合には、引き続き一定期間は当 該食品等の輸入のつどの検査を省略できるようにしていただきたい。
規制の現状と 要望理由	輸入される食品については食品衛生法に基づき輸入届が義務付けられており、その際、輸出国の事情、食品の特性、同種食品の違反事例から食品衛生法違反の蓋然性が高いと判断される輸入食品等については、厚生労働大臣が輸入者に対し所要の検査を自らの費用で受けるべきことを命ずることができるとされており、検査の結果、合格の通知を受け取るまで輸入者は輸入手続きを進めることができない(検査命令制度)。検査命令の発動や解除の条件は毎年度改定される「輸入食品監視指導計画」にて公表され、この計画に基づいて見直された検査命令の対象国・対象食品・検査項目が毎年度「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」の別表1として公表されている。一方、輸入食品の届出手続き等の簡素化・迅速化の制度として、特定の食品等を繰返し輸入する場合、初回輸入時届出書に検査成績書を添付し、審査の結果問題がなければ、一定期間は当該項目について、次回からの輸入のつどの検査が省略される制度があるが、検査命令の対象となった輸出国・食品等の場合は、検査は省略されない。本制度下では、取扱品目が検査命令の対象に指定されると、特に優れた管理・検査体制を構築し安全上問題のない食品等を継続して輸出している製造者・加工者でも、違反のあった製造者・加工者と同じく輸入のつど毎回検査を受け続けなければならない。事業者ごとの食品安全への取り組みを促す観点から、優良製造者・加工者に対する特例措置を講じるべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

3–(4)	輸入麦の売渡制度並びに砂糖・でん粉にかかる価格調整制度の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
要望の 具体的内容	2010年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、国内産小麦や甘味資源作物等の効率的かつ安定的な生産体制を早急に確立し競争力を強化するとともに、現在国内産小麦や甘味資源作物等の生産振興などの目的で需要者から徴収されているマークアップや調整金については、その水準を引き下げ、需要者や消費者の負担を軽減すべきである。国内産小麦や甘味資源作物等の生産振興策については一般財源を確保し、措置すべきである。
規制の現状と要望理由	小麦については、総需要量の約9割を占める外国産小麦を政府が国家貿易の下で一元的に輸入し、需要者に売り渡している。政府売渡価格は、過去の一定期間における銘柄別の買入価格の平均値に年間固定のマークアップを加えた額により設定される。マークアップは、国が麦の買い付けから売渡しまでの業務を行うための費用や不測の事態に備えるための備蓄の費用のほか、国内産麦を輸入麦並みの価格で安定的に供給するための助成の費用に充てられている。また、輸入麦と国内産麦の価格差を補正することで国内産麦の振興を図るといういわゆる関税としての側面もある。 砂糖・でん粉については、価格調整制度の下、独立行政法人農畜産業振興機構が、輸入糖・コーンスターチ用輸入とうもろこし等と国内産品との内外コスト格差を是正するという観点から、輸入糖・コーンスターチ用輸入とうもろこし等について需要者から調整金を徴収するとともに、これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施している。 しかし、こうしたマークアップや調整金は、需要者、ひいては消費者の負担となっているほか、国内産の生産の増大や外国産の輸入の減少、制度の対象とならない小麦粉調製品・加糖調製品等の輸入の増入等が起こればたちまち収支が悪化し、財源が足りなくなるなど不安定な面がある。特に新たな食料・農業・農村基本計画では、小麦の国内生産を88万トン(2008年)から180万トン(2020年)に倍増させるとしており、安定的な財源の確保が必要であると考えられる。
制度の所管官庁 及び担当課	農林水産省